

議事録

平成 20 年度第 2 回奈良県障害者施策推進協議会

平成 21 年度 2 月 27 日(金)10:00～

於 奈良県中小企業会館 4F 小会議室

協議会出席者

・出席委員

奥田委員、川西委員、熊谷委員、榊原委員、品川委員、狭間委員、長谷川委員、八木委員

・事務局

稲山福祉部長、山中福祉部次長

障害福祉課 古市課長、森川課長補佐、平田課長補佐、田森、井勝係長、坂尻主事

健康増進課 畑中課長、村田主査

雇用労政課 石井課長補佐

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 大変長らくお待たせいたしました。委員が過半数に達しておりませんが、時間がきておりますので、冒頭に先駆けまして、奈良県福祉部稲山部長よりご挨拶をさせていただきます。

【稲山福祉部長】

- ・ 福祉部長の稲山でございます。本日は大変ご多忙の中、また足元の悪い中、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。事務局側の不手際もございまして、委員の方が過半数の 8 名以上となっておりますので、会議として成立しておりません。ですが、時間を過ぎてまいりましたので、会議自体は成立するわけではございませんが、始めさせていただきたいと思います。まもなくもうお一人の方も来られると聞いておりますので、来られた段階で正式なものに変えさせていただけたらと思います。誠に事務局側の不手際で、申し訳ございません。
- ・ 本日は、本来ですと委員の皆様も任期が 2 年ということで、一旦任期が切れたわけでございます。改めて再任させていただいた委員の方、そして新たに委員をお願いした方、という形になっております。ということで、会長の選任も、本来でしたらこの後すぐにしていただくことになっておりますが、15 名のうち 8 名の方が出席していただかないとできませんので、後のほうに回させていただけたらと思っております。
- ・ 本日の議題は、お手元の資料にございますとおり、4 つ出させていただいております。議題と申しましても、県の方から、来年度の予算を始め、まずご説明をさせていただいて、その上で、委員の皆様方から色々なご意見を頂戴したいということで、議題としてあげさせていただいているものでございます。

- ・ なお、この議題のうち、第２期になります障害福祉計画というのがございます。この障害福祉計画につきまして、私のほうから簡単に説明をさせていただきたいと思います。のちほど担当の課長の方から詳細な説明はさせますが、少し簡単にふれさせていただきますと、この障害福祉計画というのは、障害者自立支援法が始まった平成 18 年度に、平成 23 年度を目標として、3 年間の計画を作ったものでございます。ちょうど今年度がその 3 年目で期限が切れるということで、次の 2 期の、21、22、23 年度のための計画を作ろうということで、努力してきたところでございます。
- ・ ただ、この第 1 期の分の、色々なサービス量、サービス見込みですとかを、十分検討し、2 期を作るということになっております。十分そのところはやってきたところでもあります。今回は、21 年度の予算の中であげさせていただいておりますが、障害者の色々な生活、あるいは必要なニーズ、課題をよく検めて検討しよう、その上で 2 期計画を作ろうという話が出まして、詳細なデータを集めさせていただいた上で、2 期計画を作ろうということになりました。
- ・ とはいえ、21 年度分の様々な障害者のサービス見込み量等につきましては、策定する必要がありますので、まず 21 年度分のサービス見込み量等につきましては、暫定版というような形になりますが、基礎調査としてまとめさせていただいて、その上で改めて今年度実施しようとしている障害者の生活等の実態調査を踏まえて、21 年度中に、次の 2 期計画を改めて作ろうというように考えております。
- ・ ということで、今回、2 期計画につきましては、基礎調査の分だけを出させていただきます。その上で、21 年度の調査を踏まえた上で、改めて 21 年度の途中、おそらく後半になるかと思いますが、その時に、障害福祉計画 2 期計画という形でださせていただけたら、と考えております。後でまた課長のほうから説明をいたしますが、よろしくご理解をいただけたらという風に思っております。
- ・ 本日の会議は、本当に申し訳ありませんが、色々貴重なご意見をいただきました上で、今後の障害福祉施策の推進、振興に向け、取り組んでまいりたいと思っておりますので、引き続きお力添えいただきますように、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、冒頭の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ この障害者施策推進協議会は、障害者基本法に基づきまして設置されているものでございます。県の障害者長期計画の策定や、あるいは県における障害者施策の総合的・計画的な推進に、必要な事項等について、協議をしていただく機関でございます。
- ・ 今般、任期満了に伴いまして、委員の皆様にあつては、再任された委員の方の他、今回始めて委員になられた方もおられますので、まずは事務局より、新任委員をご紹介させていただきたいと思います。川西康陽様です。川西委員より、一言ご挨拶させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【川西委員】

- ・ 皆様、はじめまして。私は奈良県身体障害者福祉協会連合会の副会長ということで、ここに寄せていただいております。身体障害者の協会のほうは、下肢障害から、上肢、あるいは目、耳、そして人工肛門等、色んな障害を抱えた方々の団体でして、我々の団体もかなり高齢化が進んでおります。福祉計画を綿密に立てていただいて、障害者介護、生活支援という形、あるいは国のほうでは老人介護という形もありますけれども、やはり、老人介護という形ではなしに、障害者という形でバックアップをしていただきたいという思いから、本日は参加させていただきました。始めに、「こんないい加減な会議か」と申し上げましたけれども、色んな会議に出席させていただいて、こんなに時間が遅くなる会議というのも珍しいなと思って、挨拶をさせていただいております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(※遅れていた委員が到着)

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ それでは、これで8名の委員ということで、過半数がそろいましたので、本日の推進協議会が成立いたしますので、ただいまから第2回障害者施策推進協議会を始めさせていただきますと思います。
- ・ これまで会長を務めていただきました杉村委員が、今回の任期満了をもって委員及び会長職を辞することとなりました。つきましては、本日の議事に先立ち、委員の皆様には会長の選任をお願いしたいと思います。会長は、当協議会条例第四条第1項の規定により、委員の互選により選任することとなっております。どなたか立候補、あるいは推薦等、ありませんでしょうか。

【榊原委員】

- ・ 八木委員が適任と考えます。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ ただいま、榊原委員から八木委員を会長に推薦する旨のご発言がありましたが、他の委員の皆様方の意見はいかがでしょうか。

【熊谷委員、他委員】

- ・ 異議ございません。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ ありがとうございます。それでは、ご承認いただいたということで、八木委員に会長を務め

ていただくということでもよろしくお願いいたしますと思います。

【八木会長】

- ・ ただいま指名いただきました、八木と申します。今回から私は障害者当事者団体の立場から離れまして、違った立場でこの会議に参加させていただくこととなりました。
- ・ 私自身、現在天理大学の教員をしております。私の大学時代と、大学院では、社会福祉学を専攻しておりまして、専門は障害福祉の分野です。特に研究テーマとしておるのが、歴史的に見る我が国の障害者観ということで、奈良時代からさかのぼって、平安、室町、江戸時代、というように、どの時代にも障害者と呼ばれる人たちがいたわけでございます。そういう人たちが、その当時の律令国家を目指した中でどうあったのか。また、庶民の生活の中でどうあったのか。また、仏教という教えが日本に入ってきて、それを国教として日本の国は展開したわけですが、その中で障害者がどう登場してきたのかと、そんなことを研究テーマにして、今も色々と考察しているところであります。
- ・ 今回、大役をおおせつかって、果たして私に出来るのかどうか、わからない部分もありますが、それぞれ皆さんのお力添えをいただきながら、充実した協議会にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ それではさっそく本日の議事に入りたいと思いますが、議事に先立ち、事務局よりお手元の資料の確認をさせていただきます。本日の協議会に先立ち、事前にお送りしている資料に加え、本日追加資料もありますのでご確認下さい。協議会のレジュメと、名簿と、健康増進課より「平成 21 年度 精神保健福祉関係予算（主なもの）概要（案）」。以上でございます。よろしいでしょうか。
- ・ それではこれよりの進行は、協議会条例第五条 1 項の規定により、八木会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【八木会長】

- ・ それでは本日の議題に入りたいと思います。本日の進行についてはまず、お手元のレジュメにあります議題 1 から議題 3 までを事務局より説明していただき、その後この 3 つの議題に関して、それぞれ質問・ご意見をいただければという風に思っております。
- ・ それでは議題 1 の方から説明をお願いします。

【事務局（古市課長）】

- ・ おはようございます。障害福祉課長をしております、古市と申します。どうぞよろしくお願いいたします。座らせていただいて説明させていただきます。
- ・ 資料 1 をご覧いただきたいと思います。平成 21 年度の障害福祉関係の予算の概要について

ご説明をさせていただきたいと思います。21 年度の障害福祉費の予算ですが、今議会に提案しておりますが、74 億 2600 万円でございます、うち障害者自立支援法の特別対策が 3 億 8200 万でございます。これで右上の方に書いております特別対策の若干減少分を除いて、対前年度比 2 億 8300 万円の増加となっております。

- ・ 次に、個々の事業につきましては、新規事業、そして主な事業のみ説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。まず左側でございます。障害者に対する福祉サービス基盤の充実の欄でございますが、1 番目から 3 番目、これにつきましては障害者（児）の自立支援のための介護給付費であったり、訓練等給付費、施設訓練給付費の県の負担金の内容でございます。
- ・ その次の 4 つ目、「市町村地域生活支援事業」でございますが、これは障害者のニーズに応じて、市町村が行う相談支援事業であるとか、コミュニケーション支援事業等に対して、市町村へ助成するものでございます。
- ・ そして 1 つ飛びまして、「重症心身障害児（者）通園事業」でございます。これは記載の東大寺整肢園他、3 施設による、通園による日常生活動作、運動機能訓練等を実施するための予算であります。
- ・ それからその次の「障害者自立支援特別対策事業」でございますが、障害者自立支援法の円滑な実施を目的といたしまして、障害者自立支援対策臨時特例基金、積立金というのを、この 2 月補正で 12 億 7700 万円造成をいたしました。この基金を活用して、21 年度以降も事業所に対する運営の円滑化であるとか、新法への移行等を円滑に行うための特別対策を、21 年度から 23 年度まで継続して行うものであります。
- ・ それから 2 つとびまして、「障害者施設整備事業」というのがございます。これは障害者自立支援施設等の整備ということではありますが、2 か所の整備を考えておりまして、1 つは障害者支援施設、知的障害児施設の併設と、もう 1 つは障害福祉サービス事業所の建て替えを予定しております。
- ・ それからその次の「障害者社会参加総合推進事業」。これは皆様方に色々ご協力をいただいている事業でございますけれども、障害者社会参加総合推進事業、手話通訳等養成事業、あるいは奈良県障害者スポーツ大会、これも皆さんにご協力いただいております、それから身体障害者補助犬育成事業等、色々ありますが、この予算でございます。
- ・ それからその次に、（新）と書いて、これは新規事業でございます。さきほど部長から少し説明がありましたが、「奈良県障害者長期計画 2005」、これを策定から 5 年経過しますので、見直しをするということでもあります。これに関しては、また後ほど詳しく説明させていただきます。
- ・ それから次に右の欄でございますけれども、「県民誰もが地域で安心して暮らすための施策の充実」の欄でございます。この 1 番上が新規事業でございます。これは「障害者及び高齢者の介護等に関する実態調査」といたしまして、新たに生活実態、それから介護従事者の実態を把握するための調査を実施します。そして、今後の施策を検討するための基礎資料として、

今後の中・長期的な福祉施策の検討、及び障害者の長期計画の見直しなどに活用することとしたいと思っております。

- ・ その次の（新）で、「障害者総合相談支援拠点集約化事業」でございます。これは障害の種別を問わず、ライフステージに応じた総合的な相談支援を実施するため、21年度においてはとりあえず中和圏域と東和圏域に総合相談支援拠点となる「ほっと支援センター」を設置し、相談支援拠点の集約化を実施するものです。内容は、中和圏域マネージャー、そして、障害者就業・生活支援センターのコーディネーターを1つの拠点に集まっていただき、そこで相談に乗っていただくという事業でございます。
- ・ それから、真ん中から下の「障害者が安心して働くための施策の充実」でございます。これも、真ん中より下の新規事業「働きがいサポートモデル事業」でございますが、これは工賃向上を図るモデルとなる事業所に対しまして、工賃倍増への取り組みをより実効性のあるものとするため、設備投資にかかる費用を一部助成するものでございます。
- ・ その次も新規事業でございます。「授産品販売支援員設置事業」でございます。これは新たにイベントやアンテナショップ等において、障害者が製作した授産品を販売するための支援員を配置し、工賃の向上を図るものでございますが、これは厳しい雇用情勢に対応するため国の交付金を活用して実施するふるさと雇用再生特別基金事業を活用して実施するものでございます。
- ・ 議題1の障害福祉関係の予算の概要は以上でございます。続いて健康増進課の関係でございます。

【健康増進課（畑中課長）】

- ・ 健康増進課長の畑中でございます。別冊の方に、A4の縦型で「平成21年度精神保健福祉関係予算（主なもの）の概要」という資料があるかと思います。私の方から説明をさせていただきます。
- ・ 健康増進課が所管をしております精神保健福祉予算の概要でございますけれども、そこに書いてございますように、21年度の精神保健の予算でございますけれども、14億2800万円を現在計上させていただいているところでございます。前年度比で1億3500万円の増となっております。
- ・ その下の予算の内容につきましては、新規事業、それから昨年から変更になった点について説明をさせていただきたいと思えます。
- ・ まず、枠の中に書いてある事業の上から2つ目でございますが、新規事業として、「精神障害者地域移行・地域定着支援事業」を、来年度から取り組む予定でございます。これにつきましては、精神障害者の中で、退院可能な方で、現状まだ入院されている方の地域移行、それから地域定着を促進するために、県の保健所、それから地域におきましては指定相談支援事業所等をお願いをいたしまして、この推進を図るものでございます。
- ・ それから、上から3つ目でございますが、「夜間休日移送体制事業」といたしまして、精神

の救急の患者の搬送業務でございます。これにつきましては、平成 18 年 11 月に奈良県立医科大学に精神医療センターが稼働いたしまして、平日の夜間、それから休日につきまして、精神科の疾患の受け入れ事業を行ったところでありまして、移送の体制につきましては、警察に協力をいただいて実施をしておりました。これにつきましては、来年度から県の方で直接実施をするという体制に切り替えたいと思っているところであります。

- ・ それから、上から 4 つ目でございますが、「精神科入院患者聴取調査事業」ということで、これにつきましては、次のところで詳しく説明させていただきますので、今は省略させていただきます。
- ・ その下、「精神障害者医療費助成」は昨年度に引き続き事業を実施させていただきますけれども、このうち県単事業として予定しております、「通院確保のための自己負担に対する助成」でございます。これにつきましては、20 年度まで 70 歳以上の方が対象となっております。これを 21 年度からは 70 歳以上の方も含めて、対象とさせていただきます、今回充実を図るところでございます。
- ・ 続いて裏のページをご覧くださいと思います。事業名の上から 4 つ目でございます。認知症疾患医療センターに対する運営の補助事業を 21 年度から開始いたします。認知症に関する医療体制の充実及び介護との連携を図るため、県内の医療機関の中で、認知症疾患医療センターを指定をこれからしたいと考えております。この運営に関する補助をさせていただくものでございます。
- ・ それから 1 番下の「自殺対策事業」でございます。これは昨年引き続き実施をするものでございますけれども、この中で 2 つ新たな事業を予定しております。1 つは自死遺族、自殺をされて亡くなられた方の遺族に対する支援を行いたいと思っております。これは、いのちの電話で、現在「あかり」という自死遺族に対する支援をされておりますけれども、そのあかりの会の支援を通しましての、支援事業を実施するものでございます。
- ・ それからその下の、「自殺予防に関わる人材養成研修事業」といたしまして、自殺の予防に関わる場所の各種相談の事業に携わっていただいている方々に対する研修、そしてまた専門家として医療機関等に携わっている方に対する研修を実施したいと思っているところであります。
- ・ 以上でございます。

【事務局（古市課長）】

- ・ 続きまして、議題 2 でございます。資料 2 をご覧下さい。
- ・ 新年度に、障害者とその家族の生活実態、そして障害福祉サービスに従事する人の生活や意識を調査することによりまして、今後の障害者施策を体系的に整理して実行するための、奈良県障害者長期計画策定の検討材料とするとともに、実態に即した、障害福祉サービスの提供現場の人材も含めた、サービス提供体制を充実するための施策の検討材料とするために、この調査を実施するものでございます。

- ・ 2つの柱がありまして、1つには、「障害者生活実態調査」。そしてもう1つが、「障害福祉サービス従事者実態調査」でございます。いずれにしても、これは調査だけでなく、調査結果の分析であるとか、今後の中・長期にわたる障害者の施策や、障害者長期計画の見直しを行うための、施策検討委員会（仮称）の設置を検討しておりまして、そこで貴重な意見をいただければと考えてございます。
- ・ そして、障害者の生活実態調査事業でございますが、これはまた皆様方のご協力をお願いすることと思いますが、県内の障害者及びその家族に対しまして、当事者団体並びに関係機関の協力を得て、就労であるとか収入、福祉サービスの利用状況などの生活実態を調査・分析したいと考えてございます。調査対象は1万2千件でございます。これは障害区分別、それから地域別に抽出して調査を実施したいと考えております。身体障害者等の内訳は、以下に記載の通りでございます。
- ・ それから、2つ目の柱の障害福祉サービス従事者実態調査でございます。これは、実際に障害福祉サービス事業所に勤務する従事者を対象に、勤務の実態、その意識を調査して、現場における人材確保、障害福祉サービスの質の向上等、サービス提供体制を充実するための施策を検討する材料としまして、調査対象は1037件、これは全事業所の数を考えてございます。
- ・ 障害者の生活実態調査につきましては、対面方式は恐らく難しいだろうということで、郵送で回答をいただく、あるいは当事者団体のご協力を得て実施することとなると思います。その詳細は今後検討させていただきます。それから、障害福祉サービスの従事者の実態調査につきましては、個々対面でやっていきたいと考えてございます。
- ・ 調査結果のアウトプットイメージにつきましては、簡単にしか書いておりませんが、障害者及びその家族の色々な声を聞いて、右の方に書いている施策に反映したいと考えておりまして、地域移行を促進するために必要かつ有効な施策であるとか、就労場所及び必要な収入の確保方策等を検討できるような質問項目にさせていただきたいと考えてございまして、例えば、地域移行ができない理由はどんなことを考えておられますかとか、もう少しきめ細やかな調査をしたいなと考えてございます。供給側のサービス従事者についても、これも障害福祉サービスの質の確保であるとか、人材の確保方策につなげるような調査にしたいと考えてございます。
- ・ 障害者の実態調査については以上です。

【健康増進課（畑中課長）】

- ・ 引き続きまして、先ほど精神の関係で入院患者調査をさせていただくと説明させていただきましたが、先ほど説明させていただいた資料の2枚目（追加資料2）をご覧ください。
- ・ 「入院患者調査事業（骨子）」と書いた資料があるかと思います。これにつきまして、今説明のございました、「障害者の生活及び介護等に関する調査」で3障害全て、特に在宅等におられる方を中心に行われますけれども、精神障害者の場合、現在医療機関に入院をされて

いらっしゃる方がおられます。その方に対する調査を行いたいと思っています。

- ・ すでに入院されている方の退院を促進するという計画を今作ってございますけれども、この数字につきましては、厚労省が調査されましたものを、人口比等をもちまして、奈良県の中で推定値として、県の計画にあげているものでございます。これよりも実態を把握できる形にいたしまして、奈良県におけるところの入院患者の、地域移行、退院促進が必要な形に活かしていくということで、この入院患者聴取調査事業を実施したいと考えているところでございます。
- ・ 調査につきましては奈良県が行うという形になります。県にございます精神保健福祉センターを中心として事業を行うという予定にしている所でございます。具体的には、入院期間が1年以上になる方、より長期入院されている方を対象といたしまして、各精神科病院の協力をいただきながらその実態把握に努めていくという形で調査を予定しております。その中で必要な場合につきましては、フォローアップ調査を行いたいと思っているところでございます。
- ・ なお、個人情報等に配慮し、本人、医療機関を特定できないような形でデータ処理させていただきたいと思っています。
- ・ 調査の結果を踏まえまして、先ほど申しました、精神障害者の地域移行、地域定着支援事業でございますとか、今後の県の精神保健の施策の推進に努めて参りたいと思っておりますので、できる限り調査につきましては前倒しで、21年度の早い時期に調査を実施したいと考えて、現在計画を進めているところでございます。
- ・ 以上でございます。

【事務局（古市課長）】

- ・ 続きまして、議題3でございます。奈良県障害福祉計画第2期及び奈良県障害者長期計画2005の策定について、ということでございます。まず、資料3をご覧いただきたいと思います。
- ・ 現在奈良県では障害福祉関係の計画を2つ持っておりまして、この資料左側の奈良県障害福祉計画、そしてもう1つが右側の奈良県障害者長期計画2005というものでございます。
- ・ 左側の奈良県障害福祉計画でございますが、これは障害者自立支援法第89条に基づきまして、平成23年度の地域移行であるとか、就労移行の数値目標、さらにサービス供給見込量を定めて、第1期は平成18年度から20年度までの3か年の取り組みを内容として、平成18年度に策定しております。この障害福祉計画につきましては、国の指針では20年度中、今年度中に見直しを行って、平成21年度から23年度までの3年間を対象とした第2期計画を策定することとされているところでございます。
- ・ 次に右側の障害者長期計画2005でございます。これは障害者基本法第9条に基づきまして、平成17年度から26年度までの10年間を対象として、平成17年3月に策定しております。最初の5年でございますが、これは平成17年度から21年度の前期5年につきましては、計画

の概要というところを書いてございますが、ノーマライゼーションとリハビリテーションを基本理念とし、福祉、教育、就労雇用、保健医療、まちづくり等、生活全般を通じた幅広い分野の施策の総合的な推進を図るための計画でございます。この障害者長期計画 2005 は、21 年度に後期の 22 年度から 26 年度末までの 5 年間を対象とした見直しを実施することとしているところでございます。

- ・ 先ほど申しあげましたように、左の障害福祉計画は、国の指針では今年度、20 年度に第 2 期計画を策定することとされております。そのため、県ではこれまでに市町村や事業所への調査を行いまして、第 2 期計画に必要な基礎データとして、数値目標に対する進捗状況やサービス見込量達成度について集計いたしまして、後ほど簡単に説明します資料 4 の、「奈良県障害福祉計画（第 2 期）に係る基礎調査結果」としてまとめました。この障害福祉計画第 2 期計画をより実効性のある計画にするために、先ほど申しあげた障害者・事業者とその従事者に対する実態調査を行って、障害福祉に関わるニーズや課題をより詳細に把握した上で、その調査結果の分析内容やその必要な施策を検討して、計画の見直しに反映していくことが重要だということで判断をさせていただきました。このため、先ほどから申しております「障害者の生活介護等に関する実態調査」を 21 年度に行い、その結果をふまえて新年度に見直します、右側の長期計画と障害福祉計画と併せて見直したいと考えております。
- ・ 実態調査はもちろんでございますが、計画見直しにあたっては皆様のご意見やご協力をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。それから基礎調査結果として資料 4 をまとめておりますので、簡単に説明させていただきます。
- ・ これは現状はどんな状態かというのを示しているだけの結果となっておりますが、資料 4 の 1 ページをお開き下さい。これは圏域の設定について書いております。これは第 1 期計画と同様でございますが、奈良、西和、中和、東和、南和の 5 つの圏域でまとめてございます。それから 2 ページから 8 ページになるんですが、これは本県の障害者の現状でございます。それを、身体障害者、知的障害者、及び精神障害者の状況を、ここに記載しておりますので、これはまた後ほどご覧頂ければと思っております。
- ・ それから次に 9 ページをお願いします。これは基礎調査結果で、平成 23 年度の数値目標に対する現在の達成度を記載しているわけでございますけれども、まず 1 つ目の「地域生活への移行」についてでございますが、平成 17 年 10 月 1 日に施設に入所していた人のうち、平成 20 年 10 月 1 日までに地域生活へ移行した人の数は 88 人でございます。これは平成 23 年度の目標値、156 人に対しては、進捗率は 56.4%ということになってございます。次の精神科病院の入院患者でございますが、平成 20 年 6 月 1 日までに退院した人は、138 人であり、平成 23 年度の目標値 545 人に対し、進捗率は 25.3%と、達成するために必要な毎年の移行ペースを下回っている状況です。
- ・ 次の「一般就労への移行」。これは福祉就労から一般就労への移行ですが、平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 9 月 30 日の 1 年間に 30 人の実績があります。これは平成 17 年の実績が 20 人ということに比べると、1.5 倍という風に増えてございますが、23 年度の目標値、74

人に対する達成率は 40.5%と下回っている状況でございます。

- ・ それから 10 ページは、「障害者の職業紹介状況」であるとか、「障害者の求職登録状況」であるとか、そして「奈良県における民間企業の雇用状況」を、参考にかかせていただいておりますが、1 番下を書いておりますように、実雇用率と雇用率達成企業の割合は全国に比べては上回っているという状況でございます。
- ・ それから次のページ、11 ページから 15 ページまではサービス見込量に関する進捗状況を記載してございまして、11 ページは「①訪問系サービス」です。訪問系サービスにつきましては、県全体では平成 20 年度の計画値を上回っているんですが、西和圏域と南和圏域においては、それぞれ達成率が 90.4%、95.2%と下回っている状況です。
- ・ 続いて「②日中活動系サービス」です。これは県全体では生活介護、就労継続支援（A 型）、及び児童デイサービス以外は計画値を下回っておりまして、特に自立訓練は当初の計画値よりかなり低い数字となっております。
- ・ それから次に 14 ページをご覧くださいますと、これは「③居住系サービス」です。共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の利用状況です。県全体で、20 年度の計画値、444 人に対しまして、295 人と、約 3 分の 2 程度に止まっている状況でございます。
- ・ それから次に 16 ページをお願いします。16 ページと 17 ページは、平成 23 年度の数値目標を記載しております。先ほど触れた、地域移行への数値目標、156 人に対して 88 人、等でございます。
- ・ 次に 18 ページをお願いします。これは「5、サービス見込量」についてでございますが、これは 19 ページ以降、それぞれのサービス見込量について各市町村において算出した見込量を積み上げた数字を掲載してございます。後ほどご覧下さい。
- ・ 次に 26 ページですが、これは人材育成の分野でございまして、26 ページには相談支援従事者研修について記載しておりまして、それから 27 ページにはサービス管理責任者研修について実施状況、そして 28 ページには障害程度区分認定調査員研修、29 ページは市町村審査会委員研修、そして 30 ページには主治医研修とコミュニケーション手段に関する人材育成と、それぞれの実施状況を記載しております。
- ・ ざっばくな説明ですが、これで基礎調査結果の説明を終わります。
- ・ 以上で議題 3 までの説明は終わらせていただきました。よろしくお願いいたします。

【八木会長】

- ・ ありがとうございます。今事務局の方から連続してご説明いただきました。委員の皆さんからご意見・ご質問ありませんでしょうか。

【狭間委員】

- ・ 基礎調査結果の内容と、これから実施する調査がありますよね。その出てきた結果との整合

性というのはどういう形でとっていかれるのでしょうか。

【事務局（古市課長）】

- ・ 今まとめております基礎調査結果というのはサービス見込量であるとか、提供量でございますけれども、今度の障害者の実態調査につきましては、最終的には量もとりにあげるのがかもしれませんが、個々にどんなことに困っておられるとか、障害者の生活の向上に向けてどんなことができるのか、というようなことを調査したいと思っております。
- ・ ですので直接サービス見込量の調査はしなくてですね、結果的に障害者の個々のニーズを積み上げたら、このサービス見込量では足りないということになるかもしれませんが、基本的には生の生活実態、どんなところで困っておられて、どんなところに住んでおられて、どんな楽しみを持っておられて、社会参加するためにはどんな障壁があるかとか、サービス供給量に限らず、具体的な、幅広くまちづくり等にもつなげていけるような調査にしたいと思っております。

【狭間委員】

- ・ この見込量がその結果変わる可能性というのは？

【事務局（古市課長）】

- ・ 結果によっては、そのようなこともございます。

【八木会長】

- ・ よろしいですか。他にございますか。

【奥田委員】

- ・ 実態調査についてですが、1つは、1300人を対象と書かれていますが、手帳の所持者を基礎にされておられるんじゃないかと思うんです。精神の場合、本当に困っている精神障害者と家族は、手帳を持っていない方も含めて非常に多いんです。
- ・ どんなことに困っているのかを調べるのであれば、どうしても隠している人が多いんですが、そういう人たちの実態も含めて実態調査をしていただきたいというのがお願いします。
- ・ 通院されて自立支援医療を申請されておられる方が奈良県で約9000人前後おられます。手帳所持者が3000人です。通院されている人をせめて対象にしていきたい、と。そういう意味で、隠している人をどう調査するのかは非常に難しい問題がございますが、先般大阪の家族会で話をしていましたら、大阪府が通院者を対象に2000人にアンケート調査をし、800人から回答があったということが言われております。アンケートがとりやすいところでのるのも、安易な方法だと思います。せめて通院者を対象に調査をしていただきたい、と。
- ・ 従ってこの1300人というのを、倍数くらいの対象で考えていただけないでしょうかという

ことを含めて、予算の関係もあるかもしれませんが、せっかく実態を調査するのに、恵まれたというか、施設に通っているとか、親が困っていないような人たちの対象だけでなしで、本当に困っているところの実態の調査をしていただけるように、お願いをいたします。

【八木会長】

- ・ 今の実態調査の対象者の件について、事務局の方いかがですか。

【事務局（古市課長）】

- ・ 基本的に、1300 人について、障害種別ごとの数は若干上下することがあっても、総数を変えるのはなかなか難しいかと思います。実際に今おっしゃっていただいた手帳を持たず、障害を隠しておられる方について、どういう調査方法があるのかについては、やはり障害者団体の方等のご協力を得ながら、全員に調査と言うことはなかなか難しいと思うんですけども、お知恵を借りながら、実施したいと思います。
- ・ 手帳所持者だけを対象とするわけではございません。幅広く考えてございますので、よろしく願いいたします。

【八木会長】

- ・ 奥田委員、よろしいですか。他にいかがですか。

【長谷川委員】

- ・ 議題の 1～3 をまとめて質問してもよろしいでしょうか。5 つ質問があります。1 つ 1 つに対して回答をいただくという形でよろしいでしょうか。

【八木会長】

- ・ 今日は定められた時間がございまして、また開始も遅れているので、ポイントを続けて言っただいて、そのことについて事務局からお答えいただきたいと思います。

【長谷川委員】

- ・ ちょっと覚えが悪いので、1 つ 1 つでもよろしいでしょうか。
- ・ 承認いただきましてありがとうございます。1 つ目でございますが、平成 21 年度の予算についてですが、予算の作り方について、根拠はどこにあるのでしょうか。国の昨年 12 月の、厚生労働省の全国から集まる課長会議に、また 1 月 27 日の、全国の部長・局長レベルの会議に基づいた、そこでの会議のことに基づいて作られたのでしょうか。確認したいのです。

【事務局（古市課長）】

- ・ 会議で指示されたから、というのではなく、やはり県で今まで積み上げてきた障害福祉施策がございます。そして、20 年度に課題だと県で感じていた施策もございます。
- ・ そして、国から直接の指示というのは、特別対策事業が 21 年 3 月で切れるはずであったのが、さらに延長され、積み増しされたということがあります。それによって今後 3 年間、その特別対策事業、事業の円滑化であるとか、新法への移行であるとか、そういう施策を幅広くとれるようになっております。ずいぶん大きな予算でありまして、3 年間で 12 億ありますので、その中で工夫しながら、市町村や事業所のご意見も聞きながら、対応していきたいと考えております。

【長谷川委員】

- ・ わかりました。2 点目は、おっしゃられたことに基づいて、21 年度の予算を見ますと、障害者社会参加総合推進事業の中で、聴覚障害者の生活訓練事業を初めて見ました。今までは身体障害者生活訓練事業として、委託事業を受けてきました。今回見ますと聴覚障害者の生活訓練事業とありますが、その意味はなんでしょうか。

【事務局（古市課長）】

- ・ これは障害者社会参加総合推進事業の委託金として、奈身連（奈良県身体障害者福祉協会連合会）等に委託しているわけですが、聴覚障害者生活訓練事業として平成 20 年度にも予算化しておりますし、21 年度にも予算ということで提案しているところでございます。

【長谷川委員】

- ・ つまり、大きな項目として聴覚障害者生活訓練事業というものが設けられているのでしょうか。

【事務局（古市課長）】

- ・ 今までと特に扱いが異なるわけではございません。予算金額についても、わずかで申し訳ないんですが。障害者社会参加総合推進事業の中に、手話通訳者の派遣事業であるとか、要約筆記の講師派遣事業であるとか、オストメイト社会適応訓練事業とかありまして、その障害者社会参加総合推進事業の中の内訳の事業です。特に 21 年度から位置づけが変わるというものではありません。

【長谷川委員】

- ・ 次に 3 つ目の質問に行きたいと思うんですが、曖昧な答え方もやむを得ないかと思うのですが、次に視覚障害者情報支援事業というものが書かれていますが、こちらの長期計画にはちゃんと「視覚障害者・聴覚障害者」情報支援ということで書かれているのですが、こちらのほうには「視覚障害者」情報支援事業という風には書かれてありますが、「聴覚障害者」情

報支援事業ということが書かれていない理由は何でしょうか。

【八木会長】

- ・ 事務局いかがでしょうか。もし今わからなければ、後日ということで。

【事務局（古市課長）】

- ・ 後日回答いたします。

【長谷川委員】

- ・ わかりました。それでは、資料4ですが、平成18年度から3年間の実情、実態等を整理してという風に書かれております。それは非常に良いことだと思うのですが、残念なことが1点あります。コミュニケーション支援について、3年間の問題について、どんな問題があったのかということが触れられていないということが残念なことです。ですからこちらの方としてもわからない。
- ・ また、他ですと、目標数値、3年間を見て、2期目の3年間の平成23年の目標数値を載せられているかと思いますが、それにもかかわらず、コミュニケーション支援だけが、23年度の目標数値が載っていない。それは何か理由があるのでしょうか。

【事務局（古市課長）】

- ・ この資料4の人材育成の項目については、特に23年度の目標値というものは掲げておらず、今の状況、現状を示しているのみです。ですから、第1期計画の時に、23年度の目標値というのは、「コミュニケーション手段に関する人材育成」という項目については、掲げなかったということです。
- ・ ですから、この調査結果ですが、「コミュニケーション手段に関する人材育成」については、例えば手話通訳者数は、平成18年度85名、平成19年度97名、平成20年度105名、そして平成21年度120名というような、現状を調査結果としてまとめたもので、分析まではできていないというか、評価まではしていないということです。

【長谷川委員】

- ・ やむをえませんね。わかりました。最後、5点目です。障害者の働く環境ということで、新規の取り組みとして提案されています。それは非常に喜ばしいことだと思っております。ほとんどが知的障害、また小規模作業所に対して県からの補助金というのが出ています。それについて私の方は理解しております。
- ・ 残念なことは、聴覚障害者が基本であり、知的障害、視覚障害…。重複している場合ですね、知的障害者の小規模作業所等についての単独の小規模作業所についての補助金はあると思うのですが、3障害というか、重複障害、それについてどのように援助をしようと考えてお

られるのか、教えていただきたいと思うんですけども。具体的に言いますといっぱの会、いっぱの家ですね、いっぱの家作業所というのがあるんですけども、聴覚障害者がベースとなって、他の障害も持ち合わせている作業所ということです。

【八木会長】

- ・ 事務局いかがですか。今具体的な事例で、いっぱの家というのがあるんですけど、そこでの重複障害についての支援のあり方ですね。

【事務局（古市課長）】

- ・ 基本的に運営費について県の助成というのがございますので、小規模作業所が新たな事業所に移行するために、県は、市町村が補助する場合に、定額を県から市町村へ助成すると。そして、市町村が各小規模作業所に助成するという制度を設けておりまして、23 年度までに全ての事業所が移行していただくというのを目標としておりますので、移行のための助成しか、今はございません。

【長谷川委員】

- ・ 市町村の場合はほとんどが、聞こえる障害のある方の作業所ということになるんですが、奈良県として聴覚障害者でありながら他の障害を持ち合わせているというのは、その 1 か所だけですよね。それで、そんなに多くない人たちが 1 か所に集まって働く場を作っている施設になりますので、奈良県として、特別な配慮が有ればという風に考えるんですけども。

【八木会長】

- ・ 今、長谷川委員の方から平成 23 年度までのありようについてご質問されているわけですね。具体的に聴覚障害、重複障害のある人たちの小規模作業所としてのいっぱの家のことを事例にあげて質問されているんですが、他の委員の方々も内容的にどういった事を意味されているのかよくわかりにならない方もいらっしゃると思うんです。
- ・ ですから、細かい内容のことについては、それぞれ委員の方のお立場でですね、県の方とつめていただいたらどうかと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

【他委員、事務局】

- ・ はい。

【八木会長】

- ・ 長谷川委員の 5 つの質問が終わりました。途中、長期計画に書かれているのと文言が違うと言うことで、お尋ねがありましたので、この件については事務局の方でお調べいただいて、会議録をそれぞれの委員に配られるときに、こういうことであるとお知らせしていただけた

らと思います。よろしいでしょうか。

- ・ 他の委員の方、いかがでしょうか。

【品川委員】

- ・ 平成 21 年度障害福祉関係予算の左側の方で、「重症心身障害児（者）通園事業」につきましてあげてくださっているんですけども、特に A 型の通園につきましては、実施施設の持ち出しが大変多いというように聞いております。これは国で定められたとおりの予算を出していただけるんだろうと思うんですけども、実施施設の負担が少なくなるようにお願いしたいと思います。

【事務局（古市課長）】

- ・ これは、県の助成制度というのはございませんが、今障害者自立支援法の見直しの中で重症心身障害児とか、療育部門とか、かなり見直されているのではないかなと思うんです。今のところは、国に要望するとかしかないんですけども。

【八木会長】

- ・ 品川委員、よろしいですか。他にございますか。

【川西委員】

- ・ 1 つ質問をさせていただきます。作業所のことなんですが、自立のための支援だというお話をさっきされたように思うんですが、自立も移行もしなければいけないんですが、移行するための縛りが色々あるわけですね。人数が 10 人以上であつたりとか。法人格がとれる、それぞれの作業所が登録されて、法人格をとっておられるところもあるんですが、例えて言うと、まあ個人的なことを言うといかんですが、うちの作業所は 6 人しかいないんですね。で、移行するために 10 人必要だという話を聞いております。その 6 人を 23 年度までに 10 人に出来るかという問題もあります。その支援費を頂ける枠にはまらない作業所、そういうところは県内他にもあると思うんですけども、そういうところはもう切り捨てられるのかどうか、県の考えをお聞きしたい。

【事務局（古市課長）】

- ・ 切り捨てとかそんな考えはございませんけども、やはり私どもは何とかして移行、例えば合併していただくとか、何とか事業所に移行していただきたいと考えております。例えば、コンサルタントを派遣したり、その他移行のための研修会を開催させていただいたり、側面的な援助、支援しかできない状況ですけども、ご理解いただきたいと思います。

【稲山福祉部長】

- ・ 今の質問ですけれども、今課長が申しましたように、我々も切り捨てはできないと考えております。ただ、自立支援法の中で色々と縛りがあり、私の口から言うのも何ですが、正直私個人的にも非常に縛りがきついと思っております。ただ、ここは県の方でどうできるのかと言っても、なかなか出来ない部分があります。我々に何ができると申しますと、国に対して引き続き切り捨てとならないように縛りをもう少し緩やかにするとか、あるいは移行が出来なかった場合どうするのかということについて、強く国には機会を見て要望してきたわけですけれども、このところは我々もやらなければならないことだと思いますので、今の声に関しまして、国への要望活動、これを続けて行けたらと思っております。ご理解をいただけたらと思います。

【八木会長】

- ・ 今、川西委員の方からお尋ねされた件については、今自立支援法の見直しがなされています。ですから今後どういう方向に進んでいくのかについて、今後の展開も変わってくるかと思えます。注目する点かなと思います。他にございますか。

【熊谷委員】

- ・ 資料4の9ページ、この辺が非常に気になるというか、進捗状況の中で、今の段階が、果たして県の予定通りに進んでいるのか、それとももうちょっとがんばった方が良いのか。それと目標値に近づける努力をこれからするのか、それとももう目標値を変えてしまうのか、その辺を含めて、何かお考えのところがあるようでしたらお聞かせ願いたいと思います。これからどんな方法で、ここに到達できるように、他にも色々あると思うんですけれども、何かこういう手を打ったらどうかと、もし考えておられるところがあるようでしたら、お教え願いたいと思います。

【稲山福祉部長】

- ・ 具体的にどういうことが出来るのかと言うことについては、今は直接の答えは持ち合わせておりません。
- ・ ただ、当初から申しあげておりますが、来年度障害者の実態調査をいたします。これをなんのためにするかというと、1つは最初に狭間委員さんからもご質問がございましたけれども、1期の計画を作るときに目標値も定めておりますし、それに伴ってこの3年間どれだけ来たか、どれだけ達成できたか、数値もあげてやって参りました。そのところで、例えば数値が達成できていないところは、一体何が課題なのか、一体何が問題なのかと言うところをきちんと県においても把握しなければならない。
- ・ その把握するのを、実際に障害者の方、色んな団体を通じてですけれども、約1万何人かの方に調査をさせていただいて、どこが課題なんだろうということを経県から問い合わせをしながらですね、出てきた結果を県の方でもよく分析をさせていただいて、23年度までに

どういう施策を組めたらそこが少しでも近づいていけるのか、そういう調査にしていきたいと考えております。ですから、目標がとても達成できないからといって、その目標値を下げたりするということは、絶対してはならないと思っておりますし、下げるのではなくて、少しでも上げていくための方策を考えたい。

- ・ その中で当然、目標値を達成しない場合もあるかと思えます。それはそれとして、何が原因だったのかということをよく考えて、その先の話になりますが、その先のどういう方策が考えられるのか、施策が考えられるのか、ここはまたそこでよく検討すればいいかなと。そういう意味では、目標値を初年度とあまり変えたくはありませんし、もちろん 100% 以上達成しているものについては、さらに高い目標値を考えたいと思います。目標値に行かないからと言って、下げるというのは、あまり良いことではないと今思っております。

【八木会長】

- ・ 実態調査の結果によって、また展開が変わってくるのかなという風に思います。

【榊原委員】

- ・ 数値目標値というのは、もともと国のフォーマットがあって、その設定パーセンテージがあったと思いますが、次期計画の目標値を考える場合にそれぞれの地方の状況というのは、経済の状況や企業の状況、産業の状況、そういう社会の状況によって大きく変わってきますので、目標値も大切なんですけども、目標値に拘束されるものではなくニーズ優先というのを原則で進めていただきたいなというのが 1 点です。
- ・ そのニーズにつきましては、ニーズの発掘をどうしていくかが、また重要な課題だと思うんですが、この資料の数値目標、達成状況を見せていただきまして、この数値の目標というのは弾力性があるいいんではないかと思うんです。自立支援法が、例えば B 型も今までは既に就労移行を経験した上で B 型にいくとなっておりますけれども、このところが養護学校時代に実習をした場合、その上で判定された場合は養護学校を卒業後すぐに B 型を利用できる、と要件も緩和されてきておりますので、かなりこの辺の数字は今後相当ゆれ動いていくのではないかという風に思っております。またこの後、区分による利用撤廃、これももうほとんど可能のところまで予定されていると聞いておりますので、こういう意味で数値目標というのは相当にブレが出てくるのではないかと。柔軟な対応を出来る余裕だけは残していただきたいなというような気がしております。
- ・ それからこの入所施設から数値目標により 156 人出すという目標の中で、88 人の方が出られたと資料ではなっていますが、療育手帳も今増えておりますよね。平成 15 年ベースの資料だと思うんですけども、平成 15 年の時が 5500 人だったですか。今 8000 人近くなっていると思います。こういう手帳取得増加の中でまた新たに入所施設を必要とするニーズがでてくると思いますが。入所数を減らすだけではなくその対応を、どうされるのかというところを、思っております。

- ・ 以上です。

【八木会長】

- ・ ありがとうございました。今の榊原委員から地域特性があるのであくまでもニーズ優先で進めていただきたいということと、それから療育手帳の所持者が増えていく中で、それに対応する形で進めていただきたいと言うことですが、事務局の方、コメントございますか。

【事務局（古市課長）】

- ・ 数値目標について、基本的に第1期計画の目標値というのは、基本的にはあまり変更しない、下げるようなことはしないと考えておりますけれども、ニーズ優先というのはもちろん基本にあります。そのために生活実態調査であるとか、サービス従事者の意見を聞いたりということを21年度に考えておりますので、それを反映して、計画作りをしていきたいし、施策を推進していきたいと思います。

【榊原委員】

（一部聞き取り不鮮明）

- ・ 地域移行しますけれども、移行してその数値目標が減るのか、入所施設から88人の方が移行すると、その分が減ると思うが、その後その空いた枠を残しておくのか、それともその枠を削るのかということについて、今後の対応をどうお考えですか。
- ・ 入所から移行ということは、例えば100人という入所人数があれば、これを奈良県では50人という方向に行っているわけですが、出た数をそのまま減らして入所の減数という方向にしていくのか、それとも今後残っている場合に新たな対応をしていくのか。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 目標に平成17年10月の全施設の入所者の1割の方を23年度まで（に地域移行）ということで、目標を掲げているのが156人ということで、当然本人のニーズ、地域で住みたい、地域で生活したいという方達には地域生活をきっちりしていこうということで、それらの方をまず地域移行と。
- ・ ただ当然地域に行かれたら施設は空きますので、空いたところには必要な方は施設入所していただく方もおられるので、当然入れ替わりはあるだろうという風に思っております。数値目標と別にサービス見込量ということで、施設入所支援の23年度の見込量というのを1290という数値を今回あげております。基本的には23年度の目標としては1290という目標を立てておりますけれども、そのあたりも今後の色々な実態等見ながらですね、判断していくことになるかと思っております。

【八木会長】

- ・ 要するに実態を見てつめていくということですね。では、どうぞ。

【川西委員】

- ・ 作業所からですね、一般企業へ就労させるための、まあ作業所はその訓練をしているわけですが、作業所から一般企業へ移行しますね、作業生が。作業生が一般企業へ移行するというのも、それはそれでいいことなんですけれども、そこからまた作業所へ戻ってくるという率が非常に高いと思うんです。そこら辺の数値というかアンケートというか、そういったものは把握されているのか。その辺りも把握して、やはり移行計画をたてないといけないんじゃないかという気がするんですけれども、いかがでしょう。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 現在正確な数字というのは把握しておりませんが、就職はしたんだけど、どうしても行き詰まってとか、色んな関係があつて施設に戻っているというお話はたくさん聞いております。我々も、やはり就労支援をするだけではなくて、就労した後もきっちりフォローして、職場定着できるような、そういう支援策も重要かということで、色んな関係機関と連携しながら取り組んでいるわけですが、今後もそういう実態調査の調査項目も、これから検討していく中で、1つの項目として検討すべきかと思っております。

【八木会長】

- ・ それでは時間の関係もございますので、議題4に入りたいと思います。

【事務局（古市課長）】

- ・ 資料5と6でございます。奈良県庁障害者就労支援実行計画について、ということでございます。これは県庁は県下最大の事業所としてですね、県として率先して障害者雇用を促進するための取り組みを行う必要があるという考えに基づきまして、障害者就労支援をより強力に進めるために、県庁が一事業所として何が出来るかというのを具体的に検討して、取り組むための実行計画をこの度策定いたしました。もうすでに出来るものから実行しておりますが、まとめたのがつい最近でございますので、ご報告させていただきます。
- ・ 計画の概要でございますが、5つの柱からなっております、1つ目が「I 障害者雇用及び実習に係る受入れ」ということでございます。障害者雇用につきましては、平成20年6月1日現在で、知事部局2.34%、教育委員会2.01%ということで、法定雇用率をいずれも達成しております。さらに平成3年度からは身体障害者を対象とした職員採用選考試験を実施しておりまして、知事部局では28名採用、教育委員会では5名を採用しているところです。平成20年4月1日からは、知的障害者も常勤の嘱託として雇用をさせていただいております。もう一つ、実習に係る受入れでございますけれども、平成18年から障害福祉課が受入窓口となっております、障害福祉課17名、秘書課2名を受入れております。教育委員会

は 18 年度から教育研究所で、特別支援学校の生徒を 4 名受け入れた実績がございます。今後ですが、就労移行のためには職場実習によって就労への意識付けが有効であろうということで、従来よりも積極的な実習受入れを行うこととしております。そして、(3) の今後の実習受入れ目標ですけれども、障害福祉課は平成 20 年 10 名、ずっと 10 名でございますけれども、1 月に 1 人ずつくらいの関係です。それから、全庁的に取り組む必要がございますので、障害福祉課以外、各部局で、全庁的にやると。平成 20 年は下半期からこの計画が動き出しておりますので、10 名で、21 年度からは 20 名ずつというように拡大をしていくことを考えております。それから、もう一つの目標として取り組む事項ですが、障害者の雇用とか、実習生の受入れ体制を充実することによって、県の職員が知識や理解を深めることが重要でありますので、その意識調整を図っていく必要があると考えております。

- ・ それから大きな 2 つ目の柱でございます。これが「Ⅱ 障害者施設等への優先発注」でございます。これまでは地方自治法施行令が改正されて、障害者施設等からの物品購入であるとか、役務の提供であるとか、その随意契約が可能になりました。本県の契約規則におきましても、3 号随契（随意契約）ですね、障害者施設等の随契を締結する場合の手続を定めて、発注の見通し・事前・事後の公表を各所属に於いて実施することとして、周知を図っていくことでございます。今までの実績はあまり多くないんですけれども、平成 20 年度において、戦没者慰霊祭における記念品、これが新たな 3 号随契により、発注をいたしました。それから今後の取り組みですが、やはり各所属、障害者施設等への情報提供を充実していく必要があると。そして事務手続を定めて、発注の実績につなげていくと言うことで、ホームページを活用したり、事務マニュアルを策定したりということを考えてございます。
- ・ 次の大きな柱の 3 番目です。「Ⅲ 障害者雇用企業への優遇制度」です。これまでは土木工事の入札参加資格審査の際に、障害者雇用業者に評価点の加算措置を実施したりしてまいりました。平成 20 年度からは、総務部管財課と教育研究所に於いて、障害者の就労を条件付けるというような、清掃業務の委託契約をしております。それからさらに、調査管理業務ですが、入札参加条件において、障害者雇用に取り組んでいる企業を優遇することは差し支えない旨を全庁に通知し、障害者雇用が促進されるように、全庁的に意識啓発をしているところです。今後の取り組みでございますけれども、土木工事の入札参加資格審査については、障害者雇用が進められるよう、今後業界に働きかけていくということと、②について、契約時における障害者就労を条件とする委託業務の拡大ということで、県庁の中にも大きな 10 か所程度の大規模所属を選びまして、受託したものが、障害者を雇用して、その清掃委託業務を履行するような条件をつけて、就労の拡大を図っていきたいということでございます。
- ・ それから右上の 4 番目ですが、「Ⅳ 障害者施設等への技術的支援」です。今まであまり、県から障害者施設等への技術的支援というのは活発ではなく、2 つの事例があったのみです。土鈴の開発やイチゴの栽培の支援ということでありましたけれど、今後授産品の積極的な開発を目指して、昨年 NP0 法人の奈良県社会就労事業振興センターが発足しましたが、これが各事業所を取りまとめて大量発注が可能になったり、そして技術アップも求められてくるこ

とが考えられますので、県としての技術的支援を惜しみなくやっていきたいと考えております。それから「② 技術的支援の実施方法」でございますが、これも今の振興センターとの連携でございまして、県と振興センターが連携して、県の技術的支援に関する相談窓口を常に発信・周知しておく。そして、技術的支援を実施してニーズに対応していきたいと考えております。

- ・ それから 5 番目、「県有施設及び県主催イベントにおける授産品販売機会の確保」でございます。これまでも色んなイベントにおいて、そして県庁のコーナーにおいて、授産品の販売をやっております。今日もたまたま県庁の地下でやっておりますけれども、さらにこういうイベントを活用して、授産品の販売を促進していきたいということで、今後新たな事業がありましたら、そういうことでも参加して販売していきたいということです。
- ・ この計画につきましては右下に書いておりますが、中間報告を昨年 7 月にやっております、それからできるものから実行に移してきたわけですが、今日、簡単なご説明ですが、外部評価ということもあり、それから県庁内の実践会議でチェックもして、これは 1 年単位で終わるのではなく、1 年ごとに見直して、サイクル化して、より良い計画を作って実行していくということでございます。
- ・ 資料 6 につきましては、項目についてはほとんど今申しあげたところでございますけれども、資料編というのをつけてございまして、19 ページ以降、資料①が雇用率の推移であるとか、それから例えばどんな事業所がどんな物品を販売しているとか、提供できるとか、そういう情報等をつけておりますので、後ほど参考にご覧頂ければと思います。簡単ですが、以上で終わりにします。

【八木会長】

- ・ ありがとうございます。障害者の就労支援実行計画についてのご説明をいただきました。委員の皆様いかがでしょうか、ご意見・ご質問等あればどうぞ。

【榊原委員】

- ・ A 型事業ですが、企業の方の参入というのが相当増えてくるかと思っているんですが、企業の方は生産を中心に行っているんで、すぐに生産するものを持っているわけですが、福祉の方はそういう生産性を持たず、支援の中で構築していかなければなりません。それから今までの施設認可制度、基準面積であるとか、職員定数であるとか、それらの中でどうしても企業に比べ施設が逆にハンディをおっているという状況がありますので、福祉支援とそれから企業活動の A 型就労というものの調和ということの中での施策を強化して下さることを本当に現場としては望んでいるところです。よろしくお願いいたします。

【熊谷委員】

- ・ 県内の最大企業というか、最大事業所としての、非常に素晴らしい取り組みをやっていた

いていますことを、感謝申しあげたいと思います。

- ・ この障害者雇用企業への優遇制度というのがあるんですけども、例えば不良企業へのペナルティということはお考えではないのか。例えば未達成のところからはものを買わないというようなことは。そのあたりのことを、もし可能であれば教えていただきたいのですが。

【事務局（古市課長）】

- ・ 今のところは加点だけで、減点ということは考えてございません。

【奥田委員】

- ・ 受入れ計画の実習生で何名か計画しておられますけれども、これは障害種別は身体に限っているとか、何かあるんでしょうか。精神も対象に入っているんでしょうか。具体的に図書館で採用されましたけれど、実習の話は精神で聞いたことはないし、役所関係では難しいのかなと思っておりますが、これだけ計画があれば精神も対象にされているのか、お教え下さい。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 平成18年度からは養護学校の在校生をということで、障害福祉課だけでやっていたんです。そうではなくて、全庁的に障害のある方を受け入れようということで、知的障害に限定せず、全ての障害のある方を受入れていこうと思っております。それで、既に2名の方を障害福祉課以外でも受入れをし、そのうちの1名は自閉症の入った発達障害系の方でもあります。今後就業・生活支援センターと連携をしながら、精神の方も知的の方も身体の方も幅広く受入れ、それによって1つでも就労に結びつけていけたらなと思っております。

【八木会長】

- ・ よろしいですか。他にございますか。
- ・ 1つお尋ねしたいのですが、資料5の中に、これまでの取り組み状況として、教育委員会で5名採用という風に書かれているんですが、例えば障害のある教員の雇用率というか、そういうのはどうなんですか。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ これは教育委員会全体での雇用率ということで、今までは2.0%確保できなかったんですけども、奈良県が全国3番目で、初めて2.0%を超えて、雇用率は達成しているんですけども、教員部分だけというのは把握はしておりません。ろう学校であればですね、聴覚障害を持った先生が何人かはおられますし、そういうことでは配置はされているのかと思うんですけども、申し訳ないんですが詳しいデータはないので、私の知っている範囲ではこの程度です。また教育委員会に、教員でどういう障害の方がどれくらい配置されているかを確認して、また皆様に議事録と共にお知らせさせていただきたいと思います。

【八木会長】

- ・ 他に何かございますでしょうか。よろしいですか。
- ・ それでは、本日の会議はこれまでとさせていただきます、事務局にお返しさせていただきます。

【事務局（森川課長補佐）】

- ・ 熱心なご議論、どうもありがとうございました。それでは以上をもちまして、平成 20 年度第 2 回障害者施策推進協議会を閉会したいと思います。本日は開始が遅れまして申し訳ありませんでした。どうもありがとうございました。